



新潟県報

発行 新潟県

号外 1

平成29年10月20日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 30 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 31 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(環境対策課)
- 32 新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 33 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 34 新潟県風致地区条例の一部を改正する条例(都市政策課)
- 35 新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例(建築住宅課)
- 36 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局業務課)
- 37 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例の一部を改正する条例(教育庁総務課)
- 38 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例(交通規制課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

1 旅行サービス手配業の登録に係る手数料の新設

旅行業法の改正に伴い、旅行サービス手配業の登録の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 小規模不動産特定共同事業の登録等に係る手数料の新設

不動産特定共同事業法の改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、1については平成30年1月4日から、2については平成29年12月1日から施行することとしました。

◇新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

1 法人県民税及び事業税の不均一課税

知事は、承認地域経済牽引^{けん}事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、法人県民税及び事業税の不均一課税をすることができることとしました。(第2条及び第3条関係)

2 不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用要件の改正

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用要件を改正することとしました。(第4条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例（新潟県条例第35号）

1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年10月25日から施行することとしました。

◇新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る療養の料金の算定方法の新設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る療養の実施に伴い、当該療養の料金の算定方法を新たに規定することとしました。(別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

1 組織の見直し

委員会は、委員20人以内で組織することとしました。(第4条関係)

2 部会の設置

委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとしました。(第8条の2関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第38号）

1 自動車保管場所証明等に関する規定の整備

自動車保有関係手続に係るワンストップサービスの運用開始に伴い、自動車保管場所証明等の申請を電子的に受け付けた場合の手数料及びその納入方法について規定することとしました。(第9条及び第13条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年1月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県風致地区条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例
- (7) 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

平成29年10月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県条例第30号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項を次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)				
(4) 産業労働観光部関係					(4) 産業労働観光部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
18	(略)	(略)		(略)	18	(略)	(略)		(略)
19	旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業新規登録申請手数料		1件につき 19,000円					
(5) (略)					(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
34	(略)	(略)		(略)	34	(略)	(略)		(略)
34	不動産特定共同事業法第41条第2項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料		1件につき 60,000円					
34	不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料		1件につき 60,000円					
<u>34</u>	(略)	(略)		(略)	<u>34</u>	(略)	(略)		(略)
<u>の</u>					<u>の</u>				
<u>4</u>					<u>2</u>				
(略)					(略)				
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例中別表第6号の表の改正は平成29年12月1日から、その他の改正は平成30年1月4日から施行する。

新潟県条例第31号

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「削除別表号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び削除別表号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>削除</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) <u>前号</u>に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>(28)～(68) (略)</p> <p>(68)の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）<u>第1条の5第1項</u>に規定するものをいう。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(69)～(71)の3 (略)</p> <p>(71)の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（<u>同法第14条第6項ただし書</u>の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(71)の5～(74) (略)</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 塩水精製施設</u></p> <p><u>イ 電解施設</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) <u>前2号</u>に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>(28)～(68) (略)</p> <p>(68)の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）<u>第1条の2第1項</u>に規定するものをいう。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(69)～(71)の3 (略)</p> <p>(71)の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（<u>同法第14条第4項ただし書</u>の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(71)の5～(74) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第32号

新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部を改正する条例

新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例（昭和46年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県農村地域産業導入促進審議会条例	新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条の規定に基づき新潟県農村地域産業導入促進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、 <u>農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条の規定に基づき新潟県農村地域工業等導入対策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第33号

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下本則において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下本則において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例</u></p>	<p><u>新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第6条</u>に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた<u>促進区域</u>（以下「同意促進区域」という。）内において、<u>法第17条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）を行う事業者に対し、奨励措置を行うことにより、<u>地域経済牽引事業の促進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた<u>集積区域</u>（以下「同意集積区域」という。）内において、<u>法第9条第1項</u>に規定する<u>特定事業</u>（以下「特定事業」という。）<u>のための施設を設置した事業者</u>に対し、奨励措置を行うことにより、<u>地域における産業集積の形成及び活性化</u>を図ることを目的とする。</p>
<p><u>(法人の県民税の不均一課税)</u></p>	
<p>第2条 知事は、<u>法第4条第6項の規定による同意基本計画</u>（同項の規定による同意が平成30年3月31日までにされたものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る<u>法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画</u>（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定す</p>	

る減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

（事業税の不均一課税）

第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 承認地域経済牽引事業者である個人 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

(2) 承認地域経済牽引事業者である法人 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産を事業の用に供した日

の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(奨励措置)

第2条 知事は、同意集積区域内において、当該同意集積区域に係る法第5条第5項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した事業者（当該同意基本計画に定められた指定集積業種であつて省令第4条に規定するものに属する事業を行う者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

2 知事は、同意集積区域内において、対象施設を設置する事業者が土地を対象施設の設置を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。

3 知事は、同意集積区域内において、対象施設を設置する事業者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、

(対象施設の建設についての配慮等)

第5条 知事は、同意促進区域内において、対象施設を設置する承認地域経済牽引事業者が土地を対象施設の設置を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。

2 知事は、同意促進区域内において、対象施設を設置する承認地域経済牽引事業者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあつせんに努めるものとする。

(申告又は申請)

第6条 第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告し、又は申請しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 知事は、第2条から第5条までに規定する措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)

第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。

(1) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条及び第3条

(2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関

そのあつせんに努めるものとする。

(申請)

第3条 前条第1項の規定により県税の課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(報告の徴収)

第4条 知事は、奨励措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

<p>する条例第2条及び第3条</p> <p><u>(3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)第2条</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除又は不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第3条の規定を適用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p><u>2 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>(この条例の失効に伴う経過措置)</u></p> <p><u>3 法第4条第6項の規定による同意が平成30年3月31日までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画及び同条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画については、この条例は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>(実施規定)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画及び同条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画に関するこの条例による改正前の新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

- 3 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この項において「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この項において「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下この項において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が<u>第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)第2条又は第3条</u></p> <p>(5) <u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第4条</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>前項第2号、第3号又は第5号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項第4号又は第6号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第2条の2又は第3条の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項第1号又は第6号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による不均一の課税をした後の税額について、第4条の規定を適用する。</u></p>	<p>（新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が<u>第3条又は第4条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)第2条</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 <u>前項第2号から第4号までに掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除をした後の課税標準額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項第1号又は第5号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による不均一の課税をした後の税額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p>

（新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とし、附則第13項を附則第15項とし、附則第12項の次に次の2項を加える。

（新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正）

- 13 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同</p>

<p>意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、<u>県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3</u>までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	--

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第34号

新潟県風致地区条例の一部を改正する条例

新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ、<u>第3号</u>（水資源開発施設に係る部分に限る。）<u>若しくは第4号</u>に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6)～(34) (略)</p>	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ<u>若しくは第3号</u>（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6)～(34) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第35号

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第2条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納めなければならない。

(指定登録機関への手数料の納入等)

第3条 前条に規定する者は、法第25条第1項の規定により知事が指定登録機関に登録事務を行わせることとした場合は、前条の手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

(手数料の納入方法)

第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項の規定により指定登録機関に納める場合にあっては、この限りでない。

(手数料の不還付)

第5条 既に納めた手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成29年10月25日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を納めなければならない者	名 称	区 分	手数料の額
1 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	(1) 登録する住宅の戸数が1戸の場合	1件につき 7,300円
		(2) 登録する住宅の戸数が2戸以上5戸未満の場合	1件につき 8,300円
		(3) 登録する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき 10,100円
		(4) 登録する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき 11,900円
		(5) 登録する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき 12,400円
		(6) 登録する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき 13,200円
		(7) 登録する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合	1件につき 14,000円
		(8) 登録する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき 16,200円
		(9) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき 20,500円
2 法第12条第1項の規定に基づく登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の追加に係るものに限る。）を届け出ようとする者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料	(1) 追加する住宅の戸数が5戸未満の場合	1件につき 1,800円
		(2) 追加する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき 3,600円
		(3) 追加する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき 5,400円
		(4) 追加する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき 6,000円
		(5) 追加する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき 6,700円
		(6) 追加する住宅の戸数が40戸以上	1件につき 7,500円

	上50戸未満の場合		
	(7) 追加する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき	9,700円
	(8) 追加する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき	14,000円

新潟県条例第36号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
療養の種類	料金の算定方法	療養の種類	料金の算定方法
(略)		(略)	
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る療養	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した金額		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第37号

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例の一部を改正する条例

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員会は、委員<u>20人</u>以内で組織する。 2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第8条の2 委員会は、その定めるところにより、 部会を置くことができる。</p> <p><u>2 部会に属すべき委員、臨時委員及び調査員は、 会長が指名する。</u></p> <p><u>3 部会に、当該部会に属する委員の互選により、 部会長を置く。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の会務を掌理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたと きは、当該部会に属する委員のうちから部会長が あらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u></p> <p><u>6 委員会は、その定めるところにより、部会の決 議をもって委員会の決議とすることができる。</u></p> <p><u>7 前条の規定は、部会について準用する。この場 合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部 会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 委員会は、委員<u>8人</u>以内で組織する。 2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第38号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p>第9条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この条において「法」という。）<u>第4条第1項本文に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知を行うべきことを申請しようとする者は、1件につき2,200円の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（手数料の納入方法）</p> <p>第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げるもの</u>にあつては、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第2条第4項の規定により指定試験機関に納める手数料</u></p> <p><u>(2) 第8条第8項の規定により指定講習機関に納める手数料</u></p> <p><u>(3) 第9条第1項に規定する手数料（自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(4) 第9条第2項に規定する手数料（前号の申請を行う者に対する保管場所標章の交付に係るものに限る。）</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p>第9条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この条において「法」という。）<u>第4条第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者は、1件につき2,200円の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（手数料の納入方法）</p> <p>第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>第2条第4項の規定により指定試験機関に納めるもの及び第8条第8項の規定により指定講習機関に納めるもの</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。